三田市建設コンサルタント等業務委託に係る入札予定価格及び最低制 限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三田市が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により建設工事に係る業務委託を行う場合において、三田市契約事務規則(平成17年規則第7号。以下「規則」という。)第31条及び第32条の規定に基づき、入札における予定価格及び最低制限価格を決定する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(業務対象)

- 第2条 規則第31条に規定する市長が特に必要と認めて最低制限価格を設けることができる契約(以下「対象業務」という。)において、当該要領を適用するものについては、その予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)が50万円を超えるもので、次の各号に掲げるものとする。ただし、随意契約によるものを除く。
  - (1) 測量業務
  - (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
  - (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
  - (4) 地質調査業務
  - (5) 補償関係コンサルタント業務

(予定価格)

第3条 予定価格の決定は、原則として設計額とする。

(最低制限価格の算定方法等)

- 第4条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格(以下「基準価格」という。) は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の算出の基礎となった業種区分(1)から(4)までに掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が予定価格に各業種区分における下限の欄に掲げる率を乗じた額に満たないときは、予定価格に下限の欄に掲げる率を乗じた額を、予定価格に各業種区分における上限の欄に掲げる率を乗じた額を超えるときは、予定価格に上限の欄に掲げる率を乗じた額を基準価格とする。
- 2 最低制限価格は、前項の規定により算出した基準価格の千円未満の端数を切り

捨てた額とする。

3 別表に掲げる業種区分において複数に該当する契約に係る最低制限価格は、前項の規定により算出し、その合計額とする。

(入札参加者への告知)

第5条 第2条の規定により最低制限価格を設定したときは、一般競争入札の公告 又は指名競争入札の指名通知において、当該入札が最低制限価格を設定している 旨を告知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 市長は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札したもののうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(予定価格及び最低制限価格の公表の対象)

第7条 公表の対象とする業務は、第2条に規定するすべての業務とする。

(予定価格及び最低制限価格の公表の方法)

第8条 予定価格及び最低制限価格の公表は、入札執行後に公表する方法により行 うものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)	上限	下 限
測量業務	直接測量	測量調査	諸経費 ×	_	予定価格	予定価
	費 × 1.0	費 ×	0.50		の 10 分	格の10
		1.0			Ø 8.2	分の 6
建築関係の建	直接人件	直接経費	技術料等	諸経費 ×	予定価格	予定価
設コンサルタ	費 × 1.0	× 1.0	経費	0.6	の 10 分	格の10
ント業務			×0.6		Ø 8	分の 6

土木関係の建	直接人件	特別経費	その他原	一般管理	予定価格	予定価
設コンサルタ	費 × 1.0	× 1.0	価 × 0.9	費等	の 10 分	格の10
ント業務				$\times 0.50$	Ø 8.1	分の 6
地質調査業務	直接調査	間接調査	解析等調	諸経費 ×	予定価格	予定価
	費 × 1.0	費 × 0.9	查業務費	0.50	の 10 分	格の3
			× 0.8		Ø 8.5	分の 2
補償関係コン	直接人件	直接経費	その他原	一般管理	予定価格	予定価
サルタント業	費 × 1.0	× 1.0	価 × 0.9	費等	の 10 分	格の10
務				$\times 0.50$	Ø 8.1	分の 6